

綱領

鉄軌道の運転業務に従事する係員が常を守るべき「運転安全規範」を定めており、その中で、係員が遵守すべき綱領を次の通り定めています。

綱 領

1. 安全の確保は、輸送の生命である。
2. 規程の遵守は、安全の基礎である。
3. 執務の厳正は、安全の要件である。

運転士の養成

運転士養成のために、研修所を設置し、国土交通大臣の指定を受けた動力車操縦者養成所として運転士の養成を行っています。

運転士の入所資格は、満20才以上で運転士登用選考試験に合格した者でなければ入所することはできません。最近の運転士登用選考試験での倍率は10.6倍となっています。

■ 運転士の育成



▲ 運転士技能講習

▲ 研修所での授業

▲ 運転シミュレータ

Message

「絶対に合格する」と強い信念を持って仲間数人と必死で勉強し、研修所へ入所することができました。研修は厳しいですが、先生方に勉強しやすい環境を整えていただいています。運転士免許を取得し、運転士となった際には、関係諸規程など、法令を遵守し、お客さまの安全を第一に考えて行動します。事故を起こさないように常に万全の体調で出勤し、誰からも信頼される運転士になりたいです。



山田 秀之
【鉄道事業部 運転課 京都列車区】